

掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、静岡県知事から同法第60条第3項第1号及び第2号に掲げる図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年4月3日

掛川市長 松井三郎

1 都市計画事業の種類及び名称

東遠広域都市計画道路事業 3・4・13号 葛川下俣線

2 縦覧期間

平成25年4月3日から都市計画法第62条第2項に定める日まで（閉庁日を除く。）

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧場所

掛川市役所都市建設部土木課（掛川市長谷一丁目1番地の1）